

## 「平成19年新潟県中越沖地震」に伴う授業料及び寄宿料免除の実施について

このたびの「平成19年新潟県中越沖地震」の発生に伴い罹災し被害に遭われた学生で、後期分授業料免除及び寄宿料免除を希望する者は下記により申請してください。

なお、県等から派遣されている現職教員（有給者）は申請できません。  
また、申請書類は学生支援課で配布します。

### 記

#### 授業料免除

- 【申請期間】 平成19年10月1日（月）～9日（火）
- 【申請書類提出先】 学生支援課
- 【提出書類】 授業料免除許可申請書  
罹災証明書（市町村役場等で交付）

#### 寄宿料免除

- 【申請期間】 平成19年7月25日（水）～8月10日（金）
- 【申請書類提出先】 学生支援課
- 【提出書類】 寄宿料免除許可申請書  
罹災証明書（市町村役場等で交付）

\* 日本学生支援機構奨学金の緊急採用についても受け付けています。

詳しくは学生支援課にお問い合わせください。

平成19年7月24日  
学 生 支 援 課